○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程

平 15.10. 1 機構規程 141
改正 平 16. 9.30 機構規程 43
平 17. 3.28 機構規程 81
平 18.10. 4 機構規程 42 の 3
平 23. 5.17 機構規程 10
平 23. 8. 1 機構規程 21
平 27. 3.30 機構規程 60
平 27. 7.29 機構規程 13
平 28. 3.30 機構規程 79
平 28.10.26 機構規程 33
平 29. 3.30 機構規程 87
平 30. 3.22 機構規程 39
平 30. 8.28 機構規程 17
令 2. 3.24 機構規程 39
令 2. 7.20 機構規程 12
令 2.10.27 機構規程 18
令 3. 2.16 機構規程 42
令 3. 3.29 機構規程 76
令 4. 3.31 機構規程 112
令 4. 9.28 機構規程 29
令 7. 1. 7 機構規程 34
令 8. 3.31 機構規程 75
令 8.10.29 機構規程 33

(目的)

第 1 条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における役務(調査、設計、測量等の業務をいう。以下同じ。)の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査に関する事務の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。)及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一般競争参加資格)

第 2 条　理事長は、契約事務規程第 6 条第 1 項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号によるものとする。

(1)　次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　契約事務規程第 4 条に該当する者

イ　契約事務規程第 5 条第 1 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者

ウ　契約事務規程第 5 条第 3 項に該当すると認められる者

エ　第 5 条に規定する資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中

の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

オ　営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(2)　次のアからエまでに掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与すること。

ア　定期又は随時の一般競争参加資格審査(契約事務規程第6条第2項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)の申請をする日の直前の事業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)を含む直前2年の各事業年度の希望業種区分(当該申請に係る一般競争に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとの年間平均実績高

イ　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

ウ　審査基準日における業種区分ごとの有資格者数

エ　審査基準日までの営業年数

(業種区分)

第3条　一般競争参加資格審査の業種区分は次の各号に掲げるものとし、その業務内容は別表のとおりとする。

(1)　測量

(2)　建築関係建設コンサルタント業務

(3)　土木関係建設コンサルタント業務

(4)　地質調査業務

(5)　補償関係コンサルタント業務

(一般競争参加資格審査の実施)

第4条　理事長は、契約事務規程第6条第2項の規定により2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等)

第5条　理事長は、一般競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式 1-1、1-2、1-3。以下「資格審査申請書」という。)を提出させるものとする。

2　資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1)　営業所一覧表(様式2)

(2)　業態調書(様式3)

(3)　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定により

なおその効力を有するものとされる同法第 52 条の規定による改正前の商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はその写し

(4)　営業に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類又はその写し

(5)　申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前 1 年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前 1 年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(6)　納税証明書(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。)別紙第 9 号書式(その 2)に加え、(その 3)又は(その 3 の 2)、法人である場合においては、国税規則別紙第 9 号書式(その 2)に加え、(その 3)又は(その 3 の 3))の写し

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第 9 号書式（その 2）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書（様式 4）を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書（様式 5）を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合(係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第 9 号（その 3)、(その 3 の 2）又は（その 3 の 3）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

(7)　代理申請に係る委任状(様式 6)

3　申請者が定期の一般競争参加資格審査においてインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを作成し、送信させ、前項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第 6 号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

4　申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」(以下「建設関連業システム」という。）に登録され、一般競争参加資格申請を行う申請内容が、建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、第 2 項第 4 号及び第 5 号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

(資格審査申請書等の提出期間)

第 6 条　資格審査申請書又は資格審査申請用データ(以下これらを「資格審査申請書等」という。)の提出期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1)　定期の一般競争参加資格審査にあっては、当該審査の認定をする年の前年の 12 月から当該審査の認定をする年の 1 月までの間で理事長が定める期間

(2)　随時の一般競争参加資格審査にあっては、随時

(資格審査申請書等の提出方法)

第 7 条　資格審査申請書等の提出方法は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

(1)　文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においては、インターネット方式では対応していない申請に限る。）

(2)　オンライン申請方式（定期の一般競争参加資格審査においては、インターネット方式では対応していない申請に限る。）

2　インターネット方式による場合における第 5 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類の提出は、郵送によるものとする。

(一般競争参加資格審査)

第 8 条　理事長は、契約事務規程第 6 条第 2 項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

(1)　第 2 条第 1 号アからオまでのいずれかに該当する者については、一般競争参加資格がないと認定する。

(2)　前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分ごとに、一般競争参加資格があると認定する。

2　理事長は、前項の一般競争参加資格審査を行うときは、競争参加資格審査委員会規程(平成 15 年 10 月機構規程第 86 号)第 6 条に規定する工事等審査会（以下「審査会」という。）の予備審査を経るものとする。

(一般競争参加資格の認定の通知等)

第 9 条　理事長は、前条第 1 項第 2 号の規定により一般競争参加資格の認定をしたときは、一般競争参加資格があると認定された者(以下「資格確認者」という。)が掲載された有資格業者名簿(様式 7)をホームページにおいて公表することで通知に代えるものとする。

2　一般競争参加資格の認定日は、当該資格確認者が掲載された有資格業者名簿をホームページに公表した日とする。

3　理事長は、前条第 1 項第 1 号の規定により一般競争参加資格の認定をしないときは、当該認定をしない者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第 10 条　第 8 条第 1 項第 2 号の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当

該一般競争参加資格の認定日から次回の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

第 11 条　削除

(変更等の届出)

第 12 条　理事長は、申請者又は資格確認者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届け出させるものとする。

(1)　死亡したときは、その相続人

(2)　法人が合併により消滅したときは、その役員であった者

(3)　法人が破産により解散したときは、破産管財人

(4)　法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

(5)　廃業したときは、本人又は役員

2　理事長は、申請者又は資格確認者が第 2 条第 1 号ア若しくはオに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届け出させるものとする。

3　理事長は、資格確認者となった後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合は、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式 8)によりその旨を届け出させるものとする。

(1)　住所又は電話番号（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）

(2)　商号又は名称

(3)　法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

(4)　支店(営業所又は事業所)の名称、所在地及び電話番号

(5)　資格審査申請書に記載した登録を受けている事業

(6)　親会社等、子会社等及び役員の兼任

(一般競争参加資格の認定の取消し)

第 13 条　理事長は、資格確認者が第 2 条第 1 号アからオまでのいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2　理事長は、資格確認者から前条第 1 項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、審査会の予備審査を経ずに、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

3　理事長は、第 1 項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した有資格業者名簿をホームページに公表するとともに一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書(様式 9)により当該資格確認者にその旨を通知するものとし、

第 2 項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、当該資格確認者を抹消した有資格業者名簿をホームページに公表することで通知に代えるものとする。

第 14 条　削除

(有資格業者名簿)

第 15 条　理事長は、契約事務規程第 6 条第 3 項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式 7)により行うものとする。

(指名競争参加資格)

第 16 条　理事長は、契約事務規程第 34 条第 1 項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

(様式)

第 17 条　第 5 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条に規定する様式は、調達契約部長が別に定めるものとする。

附　則

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(適用除外)

第 2 条　この規程は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成 10 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する業務については、適用しない。

附　則(平成 16 年 9 月 30 日機構規程第 43 号)

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則(平成 17 年 3 月 28 日機構規程第 81 号)抄

(施行期日)

第 1 条　この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程の一部

改正についての経過措置)

第4条　この規程の施行の日前に第56条による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程(以下この条において「改正前の規程」という。)第9条の規定により次の表の第一欄に掲げる者が交付した競争参加資格確認書(以下この条において「確認書」という。)は、平成17・18年度の定期の確認書を交付する日の前日までの間、同表の第二欄に掲げる者が交付した確認書とみなす。

第一欄	第二欄
盛岡支社長	東京支社長及び東北新幹線建設局長
関東支社長	東京支社長
札幌工事事務所長	東京支社長及び北海道新幹線建設局長
北陸新幹線第二建設局長	大阪支社長及び北陸新幹線第二建設局長
名古屋建設局長	大阪支社長

2　平成17・18年度の定期の競争参加資格審査において、この規程の施行の日前に改正前の規程第5条の規定により次の表の第一欄に掲げる者が競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)から受けた申請は、同表の第二欄に掲げる者が申請者から受けた申請とみなす。

第一欄	第二欄
盛岡支社長	東京支社長及び東北新幹線建設局長
関東支社長	東京支社長
札幌工事事務所長	東京支社長及び北海道新幹線建設局長
北陸新幹線第二建設局長	大阪支社長及び北陸新幹線第二建設局長
名古屋建設局長	大阪支社長

附　則(平成18年10月4日機構規程第42号の3)

(施行期日)

第1条　この規程は、平成18年10月5日から施行する。

附　則(平成23年5月17日機構規程第10号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附　則(平成23年8月1日機構規程第21号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附　則(平成27年3月30日機構規程第60号)抄

(施行期日)

第1条　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（その他の経過措置）
第3条　この規程の施行に伴う必要な経過措置については、別に定めるものとする。

附　則（平成27年7月29日機構規程第13号）
この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附　則（平成28年3月30日機構規程第79号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成28年10月26日機構規程第33号）
（施行期日）
第1条　この規程は、平成28年11月1日から施行する。
（経過措置）
第2条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の確認書を交付する日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則（平成29年3月30日機構規程第87号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月22日機構規程第39号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（平成30年8月28日機構規程第17号）
（施行期日）
第1条　この規程は、平成30年10月1日から施行する。
（経過措置）
第2条　この規程の施行の際、現に交付してある確認書及び随時の競争参加資格審査については、新たに定期の資格確認をする日まで、なお、従前の例によるものとする。

附　則（令和2年3月24日機構規程第39号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和2年7月20日機構規程第12号）
この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附　則（令和2年10月27日機構規程第18号）

この規程は、令和 2 年 11 月 2 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 3 年 2 月 16 日機構規程第 42 号)

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3・4 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 3 年 3 月 29 日機構規程第 76 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 3 月 31 日機構規程第 112 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(令和 4 年 9 月 28 日機構規程第 29 号)

この規程は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 5・6 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 7 年 1 月 7 日機構規程第 34 号)

この規程は、令和 7 年 1 月 16 日から施行し、令和 7・8 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

附　則(令和 8 年 3 月 31 日機構規程第 75 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 8 年 10 月 29 日機構規程第 33 号）抄

（施行期日）

第 1 条　この規程は、令和 8 年 11 月 2 日から施行する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程の一部改正について、令和 9・10 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する条項）

第 3 条　改正後の第 5 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は、令和 9・10 年度を有効期間とする一般競争参加資格から適用する。

別表

役務競争参加資格業種区分及び業務内容

業種区分	業務内容
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	・建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等（空調設備等に関するものに限る。）
土木関係建設コンサルタント業務	・土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等（空調設備等に関するものを除く。） ・騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等 ・土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成、しゅん功図の作成、しゅん功図調整等 ・テレビ受信障害調査等
地質調査業務	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償部門